

# 老後所得保障制度の利用状況分析

崔 桓 碩\*

## 1. はじめに

医療技術の発達、生活環境の改善、食生活・栄養状態の改善などの要因により、死亡率は大幅に低下した反面、少子化の進行による若年人口の減少で、65歳以上の高齢者が全体人口の中で占める割合は急激に増加している。

現代社会における高齢化現象は、人口構造の変化をもたらし、国の社会保障政策に大きな影響を与える。たとえば社会保障給付費は毎年過去最高の記録を更新しており、そのうち、約7割を高齢者関係給付費（年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費および高年齢雇用継続給付費を合わせたもの）が占めている。

その他にも、高齢化現象は老後貧困、認知症、孤独死などのような様々な社会問題への発生にもつながるため、重大な社会的リスクでもあり得る。

高齢化という社会的リスクを社会問題にならないようコントロールするのが重要であり、高齢社会において老後のリスクを未然に防ぎ、安定的な老後生活を営むためには、所得保障制度の確立が何よりも重要である。たとえば老後に所得または財産がなければ、基本的な生活である衣食住に影響があることはもちろん、必要なときに医療を受けることもできなくなるためである。

現在、老後の所得保障を担う手段としては、社会保障としての国民年金および厚生年金、企業保障としての企業年金、個人保

障としての個人年金がある<sup>1</sup>。自己責任が重要視されるとともに、社会保障と企業保障の上乗せとして、足りない部分を自助努力で補完することが要求されている。それには社会保障、企業保障、個人保障の3つの保障制度を利用することにより、将来の自分の老後に備えることができる。一方、これらの3層構造のシステムが十分に機能すれば、高齢社会における老後所得はある程度安定的に保障されているといえる。

本研究では、人口高齢化に着目し、現在行われている老後所得保障制度の利用状況を分析し、所得階級別にどのような特徴がみられるのかについて把握する。これにより、老後所得保障制度の現状を明らかにし、今後の課題を導き出すことが目的である。

## 2. 人口高齢化と高齢者生活の現状

### 2.1 人口高齢化

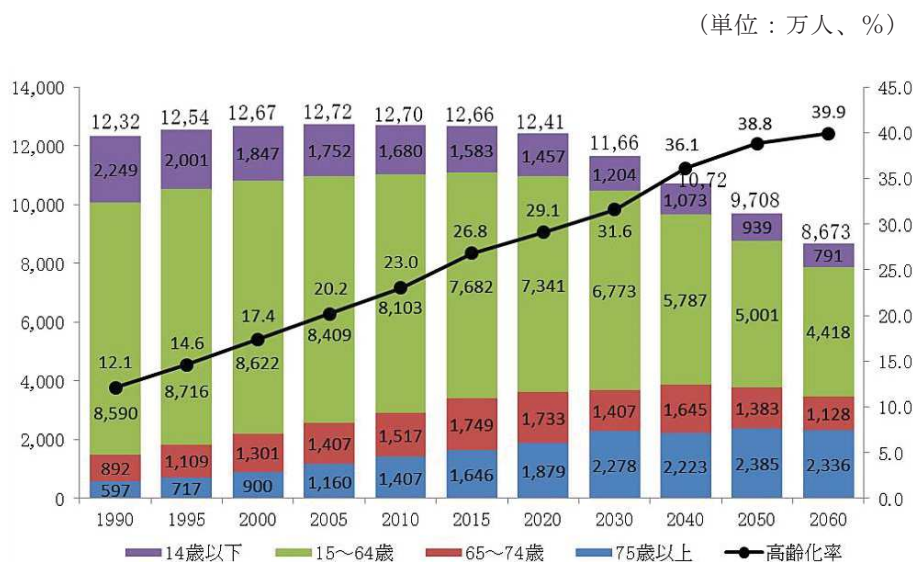
日本の人口構成は、他国と比較すると類例を見ないほど少子高齢化が進んでいる。2015年を基準にして、日本の総人口は1億2,660万人で、毎年減少傾向にある。その内、65歳以上の高齢者人口は3,395万人で総人口に占める割合は26.8%である。特に、75歳以上の後期高齢者人口は1,646万人で総人口に占める割合は13.0%であり、近年急増している。今後、団塊世代がすべて75

\* 八戸学院大学地域経営学部地域経営学科講師

<sup>1</sup> 年金を大別として、社会保障による公的年金とそれ以外の私的年金（企業年金および個人年金）にも区分するが、本稿では私的年金をさらに企業保障による企業年金と個人保障による個人年金に分けて考える。

歳になる2025年には75歳以上の人口が全体の18%になる見込みである。そして2060年には、総人口は8,673万人にまで減少する

一方で、65歳以上は総人口の約40%まで増加する見込みである。



出所：内閣府(2015)、p. 5。

図1. 日本の将来推計人口と高齢化の推移

人口構造の変化とともに子供の数は減少する一方、平均寿命の延長により引退後の期間が長くなっている。またその他にも、今後単身世帯、高齢者単身世帯、独居世帯などが増加すると予想されている。

## 2.2 高齢者の生活収入源

総人口に占める高齢者の割合が段々増加していくと予想される中で、最も重要なのは高齢者の生活である。最近、「人生100年時代」という用語が話題になっており<sup>2</sup>、平均寿命が100歳を迎える時代の可能性も現実的に近づいてきている。

ところが、平均寿命の伸長により、老後生活は長くなるため、老後の生活をどう過

ごすのかが注目される。果たして平均寿命の伸長とともに、老後生活の環境も改善されているのだろうか。老後生活の環境が安定になるために最も重要なのは、老後の生活を支持する所得および財産である。老後の長い期間を十分な所得および財産を所有しながら、自分の希望通りに過ごしていくのが最も理想的である。

それでは、現実として高齢者の生活収入源はどのように構成されているのか。内閣府が5年に1回行っている「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果」を基に、1990年から直近の結果である2015年までの状況をまとめたのが表1である。表1をみると、高齢者の老後生活の主な収入源は、公的年金が70.8%で大部分を占めている。1990年の意識結果においても公的年金の割合が最も高かったが(54.3%)、その重要性がさらに高まっていることが分かる。その次の主な収入源は仕事による収入になっ

<sup>2</sup> 「人生100年時代」とは、英国ロンドンビジネススクール教授のリンダ・グラットン氏が執筆した著書『LIFE SHIFT (ライフ・シフト)』の中で提言した言葉である。たとえば、2107年には主な先進国で半数以上が100歳よりも長生きする可能性が高いと語られている。

ている。この2つによる収入が高齢者の生活を支える主な要因となっている。

その他に、老後所得保障制度の1つである私的年金（企業年金および個人年金）は1%程度で極めて低い水準になっているのが実情である。

したがって、平均寿命の伸長とともに、

老後の生活を安定にするためには、公的年金の年金額を少しでも多くもらえるために、保険料を納付期間である40年間（20歳から59歳まで）着実に支払うことが重要である。なお、高齢者になっても仕事が続けられるよう健康寿命を長くする必要もある。

表1. 高齢者の生活収入源

(単位：%)

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
仕事による収入	23.8	21.6	20.8	17.7	24.3	23.4
公的な年金(国民年金、厚生年金など)	54.3	57.1	67.5	73.9	66.3	70.8
私的な年金(企業年金、個人年金など)	1.9	1.7	1.6	1.0	1.2	1.1
預貯金などの引き出し	2.0	2.4	1.6	1.0	1.4	0.7
財産からの収入(利子、配当金、家賃、地代など)	4.0	2.5	2.3	1.9	2.0	1.1
子供などからの援助	5.7	4.2	3.4	2.5	1.9	0.8
生活保護	0.9	0.3	0.9	0.5	0.8	1.0
その他	1.8	2.4	1.7	1.5	1.9	1.1

出所：内閣府(2015)、p. 24。

### 2.3 高齢者の貧困問題

しかし、現実はそのほど明るくはない。近年において、「老後貧困」、「下流老人」という用語が大きな社会的反響を起こしている。これらの言葉は、高齢者になって自分の希望通りに残りの人生を過ごせる十分な所得および財産がない人々を指している。現在の日本では、高齢者が約3,300万人いるが、その内、約700万人（約22%）が相対的貧困状態にあると知られている<sup>3</sup>。

高齢者の貯蓄状況をみると、図2のように、全世帯の貯蓄平均値が1,805万円に対し、世帯主の年齢が60歳以上の世帯の貯蓄平均値は2,396万円である。しかし、これは2,000万円以上の貯蓄を保有している高齢者が平均値を引き上げていることに起因する。たとえば、4,000万円以上の貯蓄額を保有している高齢者は高齢者の中でも18.2%も存在している。その反面、貯蓄額が100万円未満の世帯も8%おり、貯蓄の二極化が見られる。

<sup>3</sup> 貧困状態を決める基準として、1人暮らしでは、2012年の等価可処分所得の中央値（244万円）の半分（122万円）未満、2人暮らしでは、年間約170万円、3人世帯では約210万円、4人世帯では

約245万円という金額が貧困ラインである（藤田孝典(2015)、pp. 25-26）。

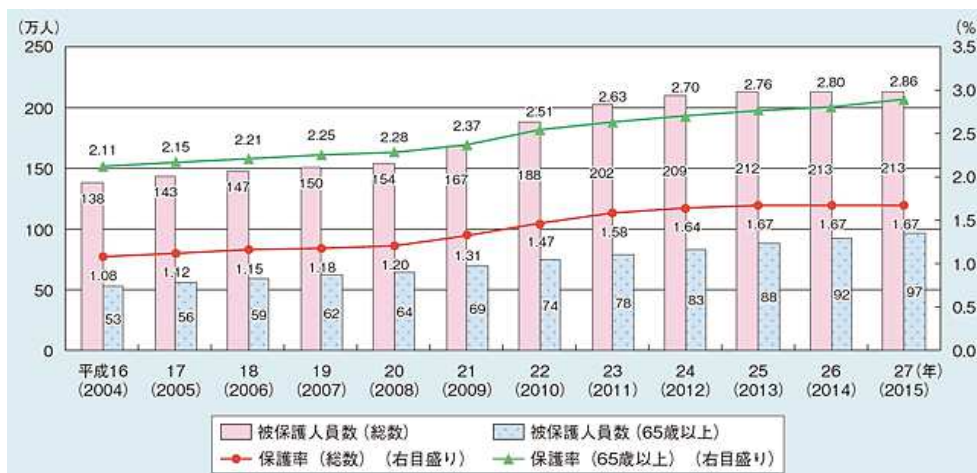


出所：内閣府『平成29年版高齢社会白書（概要版）』、p. 14。

図2. 貯蓄現在高階級別世帯分布

この貯蓄額の世帯別分布のみでは、貧困状態にある高齢者の状況の把握が難しい

ため、65歳以上の高齢者の中で生活保護を受給している状況をみたのが図3である。



出所：内閣府『平成29年版高齢社会白書（概要版）』、p. 15。

図3. 65歳以上の生活保護受給者の推移

2015年には、65歳以上の高齢者の内、約97万人が生活保護を受けており、その推移は毎年増加の傾向を見せている。今後、総人口に占める高齢者の割合が増加していくと予想される中で、必然的に貧困状態にある高齢者も大幅に増えると考えられる。

### 3. 老後所得保障制度の概要と現状

日本における老後所得保障制度は、大きく社会保障としての国民年金および厚生年

金（併せて公的年金<sup>4</sup>）、企業保障としての企業年金、個人保障としての個人年金の3つから構成される。詳細な老後所得保障制度、すなわち年金制度の種類と加入者数は図4のとおりである。その他に、個人年金として生命保険会社が提供している個人年金商品や各金融機関が運営している財形年金などがある。

<sup>4</sup> 他にも共済年金がある。

(数値は平成28年3月末)

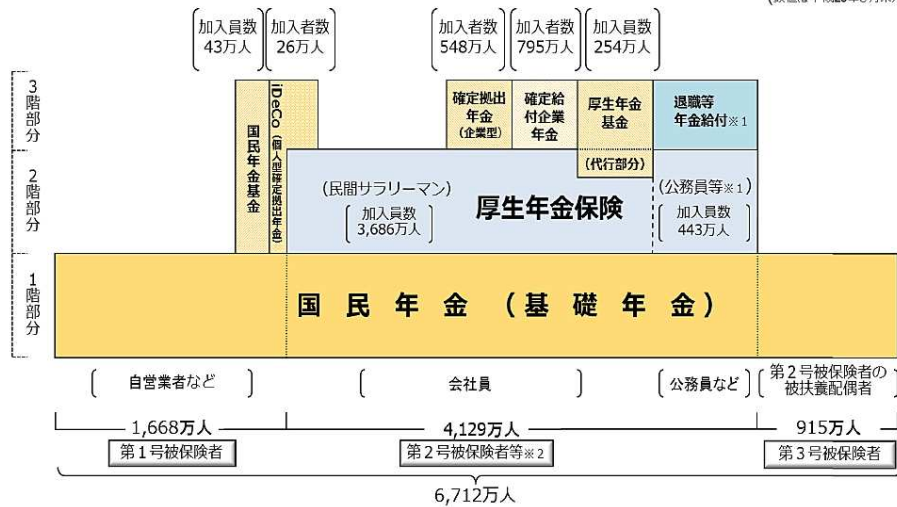


図4. 年金制度の種類と加入者数

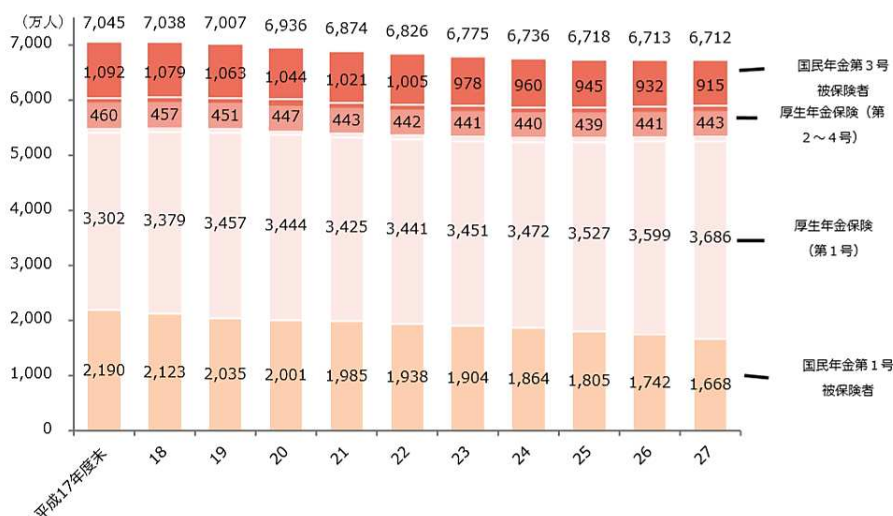
### 3.1 公的年金（国民年金および厚生年金）

日本における年金制度は1945年以前にも存在していたが、当時は労働者のみを対象としており、自営業者などは加入することができなかった。この不公平を是正し、現在のようにすべての国民が加入できるようになった国民皆年金制度へ移行したのは、1961年からである。その後、1986年からは、20歳以上60歳未満の日本に住むすべての人を強制加入とし、共通の基礎年金を支給する制度として改革が行われた。

厚生年金は、基礎年金ともいわれる国民年金にさらに上乗せして支給されるものとして、日本の被用者が加入する所得比例型の公的年金制度である。厚生年金制度は1961年に国民皆年金制度が導入される前から存在していたが、国民皆年金制度が実施す

ることにより、その上乗せ制度としての役割を果たすことになった。なお、国民年金は保険料が定額である反面、厚生年金の保険料は、所得再分配の趣旨から、報酬比例で徴収する特徴がある。

公的年金における加入者（＝被保険者）の状況をみると、図5のとおりで、公的年金に加入している加入者の総数は逡減の傾向をみせている。これは生産年齢人口（15～64歳）の減少に起因する。

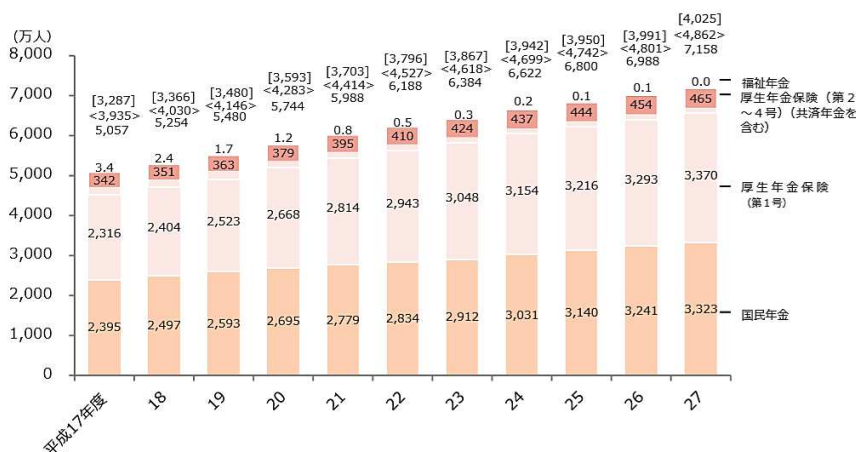


注：1. 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度は第1号厚生年金被保険者を計上している。  
 2. 厚生年金保険(第2～4号)の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。  
 出所：厚生労働省(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』、p. 43。

図5. 公的年金における加入者の推移

次に、公的年金における受給者数の状況をみると、図6のとおりで、加入者の推移とは反対に、逡増の傾向をみせている。これは、高齢人口の増加に起因するものであ

る。このような現象は、今後さらに伸展すると予想される中で、社会保障制度の財政問題が大きな話題として取り上げられている。その議論については後述する。



注：1. < >内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。  
 2. [ ]内は重複のない実受給者数である。  
 出所：厚生労働省(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』、p. 44。

図6. 公的年金における受給者の推移

### 3.2 私的年金（企業年金および個人年金）

私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度として行われている。保障を備える主体として企業と個人に区分することができる。また、仕組みによって、確定給付型と確定拠出型の2種類に分けることができる。確定給付型とは、加入した期間

などに基づいてあらかじめ給付額が定められているものである。一方で、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決めるものである。主な私的年金の種類と概要は表2のとおりである。

表2. 私的年金の種類と概要

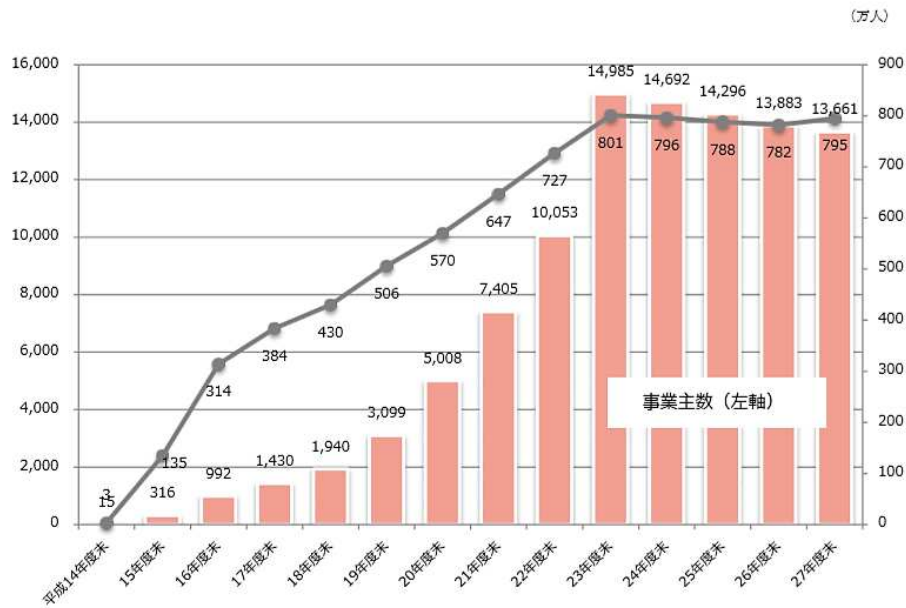
タイプ	種類	概要
確定給付型	確定給付企業年金（規約型）	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行う。
	確定給付企業年金（基金型）	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行う。
	厚生年金基金	一企業単独、親企業と子企業が共同、または同種同業の多数企業が共同して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施する。
確定拠出型	確定拠出年金（企業型）	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行う。
	確定拠出年金（個人型） <愛称：iDeCo>	加入者が、自ら拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが金融機関に運用の指図を行い、老齢年金の上乗せ給付を行う。
確定給付型	国民年金基金	自営業者などが、都道府県ごとの地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する人による職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行う。

出所：厚生労働省(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』、p.30。

#### 1) 確定給付企業年金

確定給付企業年金（Defined Benefit Plan；DB）は、2002年4月に施行された確定給付企業年金法に基づいて設置された企業年金である。現在、日本で加入者数が最も多い企業年金制度である。さらに、生命保険会社および信託銀行が運用から給付まで管理する「規約型」と独立法人格をもった基金が管理する「基金型」に分けられる。2002年から直近までの事業主数と加入者数の推移を示したのが図7である。導入された2002年から2011年までは事業主数と加入者数が急激に伸長してきたが、2011年以降は横ばいの状態

になっている。2015年基準で、事業主数は13,661カ所、加入者数は795万人に至っている。



出所：厚生労働省(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』、p. 49。

図7. 確定給付企業年金の事業主数と加入者数の推移

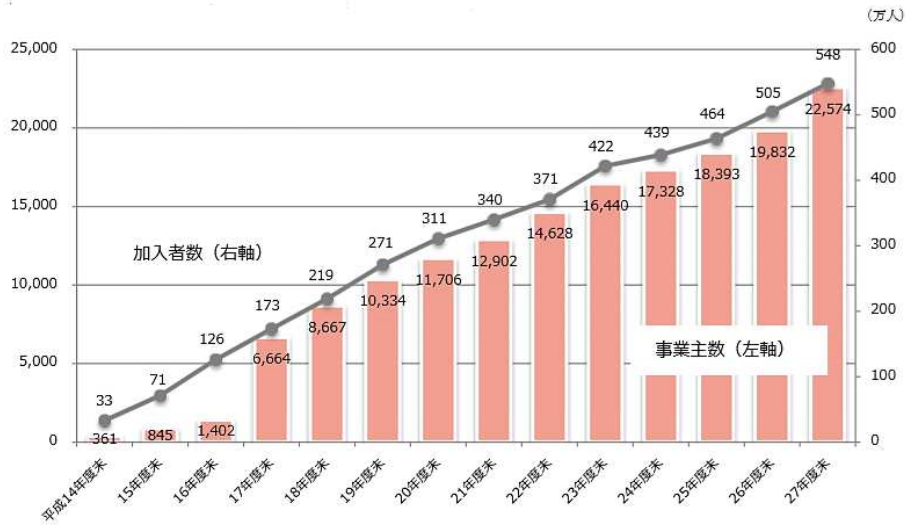
## 2) 確定拠出年金(企業型、個人型)

確定拠出年金(Defined Contribution Plan; DC)は、確定拠出年金法に基づいて2001年10月から始められた年金制度である。「日本版401k」とも言われる。さらに、企業が決まったルールに基づいてお金を拠出する「企業型」と加入者が自分で掛金の金額を決め、自分でお金を拠出する「個人型(愛称:iDeCo、イデコ)」に分けられる。特徴として、企業型は、会社に勤務している人が対象になる反面、個人型は、あくまでも自分の意志で掛金を拠出するため、自助努力の性格を強くもっているといえる。

まず、企業型における2002年から直近までの事業主数と加入者数の推移を示したのが図8である。2015年基準で、企業型の事業主数は22,574カ所、加入者数は548万人に至っている。確定給付企業年金に比べると、事業主数は倍に近いほど多い反面、加入者数は下回っている状況である。しかし、確定給付企業年金が2011年以降は横ばいの状態になっている一方で、確定拠出年金の

企業型は持続的に増加の傾向をみせている。さらに、近年における運用環境の厳しさは、確定給付企業年金の場合、企業の負担が多くなるため、確定拠出年金の企業型へ移行する企業も増えてきている状況に鑑みると、今後さらに拡大される可能性が高い。





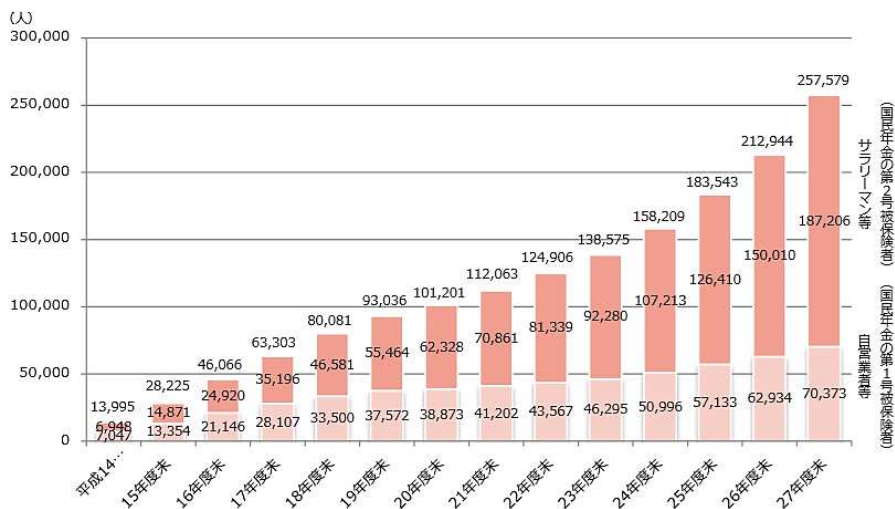
出所：厚生労働省(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』、p. 49。

図8. 確定拠出年金(企業型)の事業主数と加入者数の推移

次に、個人型(イデコ)における2002年から直近までの加入者数の推移を示したのが図9である。2015年基準で、国民年金の第2号被保険者に該当するサラリーマン等の加入者数は187,206人、第1号被保険者に該当する自営業者等の加入者数は70,373人で、総257,579人が加入している。上述の両企業年金制度に比較すると、加入者数の規模は少ない状況ではあるが、毎年大幅

に増加している。

2017年1月からは、労働の多様化が進展する中で、生涯に亘って継続的に老後に向けた自助努力を可能とする趣旨のもと、第3号被保険者や企業年金加入者、公務員等の共済加入者も加入を可能にするなど、範囲を拡大している。なお、個人型(イデコ)には税金の優遇措置もあることから多くの人々から関心が寄せられている。



出所：厚生労働省(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』、p. 50。

図9. 確定拠出年金（個人型）の加入者数の推移

3) 個人年金

個人年金は老後所得保障制度の中でも最も自助努力の性向が強い年金制度である。一般的に公的年金への加入が基本で、その次に確定給付企業年金および確定拠出年金（企業型）への加入となり、個人年金は老

後所得保障制度における3層構造の中で最後に位置している。したがって、個人年金への加入状況を確認することで、老後所得保障制度の全般的な利用率を把握することができる。

表3. 個人年金保険の新規契約および保有契約

(万件、%、億円)

	新規契約				保有契約			
	件数		金額(契約高)		件数		金額(契約高)	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成25年度	150	91.4	80,033	93.5	2,047	100.2	1,037,886	100.3
26	159	106.0	86,324	107.9	2,050	100.1	1,041,311	100.3
27	153	96.3	83,262	96.5	2,075	101.3	1,035,951	99.5
28	208	135.7	110,644	132.9	2,175	104.8	1,078,727	104.1
29	88	42.5	48,033	43.4	2,148	98.7	1,054,846	97.8

出所：生命保険協会(2018)、p.6。

個人年金保険の新規契約および保有契約の状況を示したのが表3である。まず、個人年金保険の新規契約についてみると、2017年の新規契約件数は、前年度の208万件に比較し大幅に減少した88万件となっている。新規契約高も4兆8,033億円で前年度の11兆644億円より急減している。その要因として、日本銀行のマイナス金利政策などにより、低金利環境が続いている中で、生命保険会社が予定利率を引き下げたり、一部商品の販売を抑制したことが挙げられる<sup>5</sup>。そして、2018年の保有契約件数は、前年度の2,175万件に比較し減少した、2,148万件となっている。保有契約高も105兆4,846億円で前年度の107兆8,727億円より下がっている。

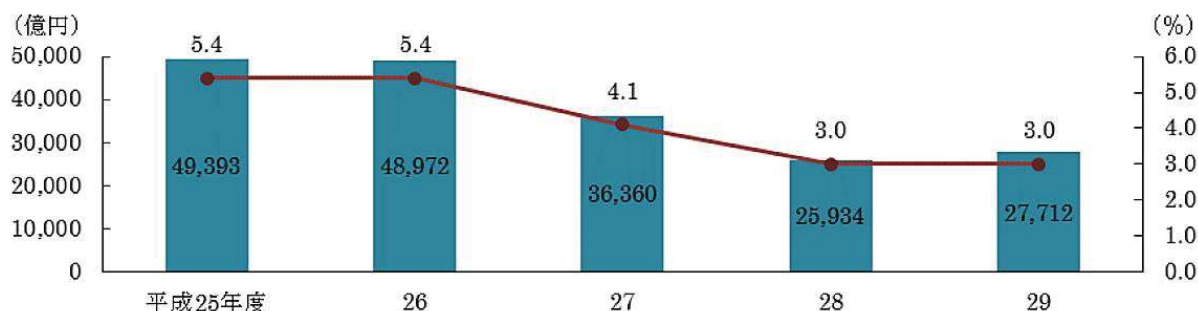
経済環境の変化は、個人年金への加入者のみではなく、事業を運営する生命保険会社にも大きな影響を与えている。なお、公

的年金の場合は、年金を受給するために少なくとも10年間以上は保険料を納付しなければならない。企業年金の場合も、勤務している企業が企業年金の事業主として登録されている場合には、勤務している間には基本的に保険料を払い、退職後には企業年金の受給者としてなり得る。しかし、個人年金の場合には、第三者による介入がないため、加入への意向はすべて本人に任されている。真の自助努力が要求される場所である。

一方で、個人年金への加入が行われたとしても、加入時に想定していた老後への年金額を間違えなく受給するためには、他の年金制度と同様に、定められた期間の間に保険料を納付しなければならない。個人年金に加入した後の継続性を表しているのが解約および失効率であり、個人年金の解約と失効率の推移をみると図10のとおりである。2017年の解約と失効高は2兆7,712億円で、解約と失効率は3.0%となっている。

<sup>5</sup> 生命保険協会(2018)、p.6。

2013年の結果（4兆9,393億円、5.4%）に比較すると、改善しているといえる。



出所：生命保険協会(2018)、p. 7。

図10. 個人年金保険の解約・失効高、解約・失効率の推移

#### 4. 老後所得保障制度の所得階級別の利用状況および公的年金をめぐる議論

上述の老後所得保障制度の状況をまとめると、人口構造の変化とともに公的年金の加入者は減少している中で、受給者は増加している。そして、私的年金として、確定給付企業年金は加入者数が最も多いが、近年において横ばい状態であり、確定拠出年金の企業型と個人型は順調に伸長している。この要因として、公的年金は少子化および人口減少に伴い加入者が減少しているが、高齢化の影響により受給者が増えていると考えられる。そして、私的年金における全般的な加入者数の増加は、法改正による加入者制限が緩和されたことと、税金の優遇措置（非課税措置など）が取られていることが起因していると考えられる。

ところが、これらの現状に鑑み、主としてどのような人々が老後所得保障制度を利用しているのか。また利用していない人々はどの程度いるのかに疑問を感じる。この点につき、以下では、所得階級別における老後所得保障制度の利用状況について分析する。さらに、高齢者生活の主な収入源である公的年金を含んだ社会保障制度をめぐる議論についても考察したい。

#### 4.1 老後所得保障制度の所得階級別の利用状況

##### 1) 公的年金

公的年金における所得階級別の加入状況については、厚生労働省年金局が3年に1回実施している「公的年金加入状況等調査」から把握できる。直近の調査結果は2018年5月に発表された2016年の状況であり、その内容は表4のとおりである。

公的年金保険料の納付期間である20歳から59歳までにおいて、会社員および公務員の基本給（月額）階級別の公的年金加入状況をみると、第2号被保険者の割合は、「40万円以上」で95.3%と最も高く、「6万8千円～7万8千円未満」で8.9%と最も低くなっている。すなわち、所得が高いほど公的年金への加入率は高く、低いほど加入率が低いことが分かる。特に、「5万8千円未満」から「6万8千円～7万8千円未満」までは加入率が10%を下回っており、「7万8千円～8万8千円未満」の階級も11.1%程度であるため、所得が低い階級においては、老後所得保障制度の基礎となる公的年金制度への加入の壁が高いといえる<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 2013年までの調査では、基本給（月額）別ではなく、年収額別で区分をしており、年収額階級別

加入者数は、「12万5千円～25万円未満」の階級が1,889万8千人、「25万円～40万円未満」の階級が1,147万6千人で大多数を占めており、加入割合が最も高い「40万円以上」の階級は403万3千人となっている。

---

の加入率をみると、500万円以上が96.7%で最も高く、103万円未満が19.3%で最も低くなっている（厚生労働省年金局(2015)『平成25年公的年金加入状況等調査結果の概要』、p.14）。

表4. 基本給（月額）階級別 公的年金加入状況（20～59歳）

	総数							
	加入者					非加入者		
			第1号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者		第1号 未加入者	その他の 非加入者
会社員・公務員	45,689	45,639	5,327	36,683	3,629	50	18	33
	(単位：千人)							
5万8千円未満	1,311	1,305	519	126	659	6	5	1
5万8千円～6万8千円未満	721	718	239	68	411	3	0	3
6万8千円～7万8千円未満	1,124	1,119	305	100	714	5	-	5
7万8千円～8万8千円未満	1,426	1,424	340	158	926	2	1	1
8万8千円～9万8千円未満	825	823	216	275	332	2	1	2
9万8千円～10万8千円未満	1,000	998	246	538	213	2	1	1
10万8千円～12万5千円未満	2,204	2,199	375	1,747	77	5	1	4
12万5千円～25万円未満	18,914	18,898	1,796	17,039	63	16	6	10
25万円～40万円未満	11,478	11,476	712	10,747	17	2	1	1
40万円以上	4,033	4,033	184	3,844	5	0	-	0
不詳	2,654	2,647	395	2,042	211	6	1	5
会社員・公務員	100.0	99.9	11.7	80.3	7.9	0.1	0.0	0.1
	(単位：%)							
5万8千円未満	100.0	99.5	39.6	9.6	50.3	0.5	0.4	0.1
5万8千円～6万8千円未満	100.0	99.6	33.1	9.4	57.1	0.4	0.0	0.4
6万8千円～7万8千円未満	100.0	99.5	27.1	8.9	63.5	0.5	-	0.5
7万8千円～8万8千円未満	100.0	99.9	23.9	11.1	64.9	0.1	0.1	0.1
8万8千円～9万8千円未満	100.0	99.7	26.2	33.3	40.2	0.3	0.1	0.2
9万8千円～10万8千円未満	100.0	99.8	24.7	53.8	21.3	0.2	0.1	0.1
10万8千円～12万5千円未満	100.0	99.8	17.0	79.3	3.5	0.2	0.0	0.2
12万5千円～25万円未満	100.0	99.9	9.5	90.1	0.3	0.1	0.0	0.1
25万円～40万円未満	100.0	100.0	6.2	93.6	0.1	0.0	0.0	0.0
40万円以上	100.0	100.0	4.6	95.3	0.1	0.0	-	0.0
不詳	100.0	99.8	14.9	76.9	7.9	0.2	0.1	0.2

出所：厚生労働省年金局(2018)『平成28年公的年金加入状況等調査結果の概要』、p.13。

## 2) 私的年金（企業年金および個人年金）

私的年金の利用状況については、前述の加入者数および加入金額のみ公表されているため、公的年金のように所得階級別は把握できない。

そこで、いくつかの調査結果を基に、私的年金の利用状況を調べると、まず「公的年金加入状況等調査」の結果の中で、公的年金に加入している人を前提とし、生命保険および個人年金に加入している状況が把握でき、それを示したのが表5のとおりである。

表5. 公的年金加入者における生命保険および個人年金加入状況(20～59歳)

	総数				
		第1号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第1号 未加入者
					(単位：%)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生命保険のみ加入	55.5	48.4	56.4	64.5	26.2
個人年金のみ加入	2.6	3.3	2.3	2.5	0.6
両方に加入	23.0	16.6	27.2	16.4	6.9
両方入っていない	18.9	31.7	14.0	16.6	66.3

出所：厚生労働省年金局(2018)『平成28年公的年金加入状況等調査結果の概要』、p.18。

その状況をみると、個人年金に入っている人の割合は、「個人年金のみ加入」と「両方に加入」を含めて、第1号被保険者で19.9%、第2号被保険者で29.5%、第3号被保険者で18.9%となっている。いずれにしても2割または3割を下回っており、個人年金の利用者は他の年金制度に比べて極めて低い水準であることが分かる。なお、基本給(月額)階級別における公的年金への加入率の状況から考えると、個人年金に加入している人は平均以上の所得を得ている場合が多いと推測される。たとえば、生命保険文化センターが3年に1回行っている「生命保険に関する全国実態調査」の結果をみると、個人年金を含む生命保険に加入していない世帯に対して、その理由を尋ねたところ、「経済的余裕がない」と答えた割合が35.8%(2018年結果、2015年は42.3%)で最も高く、次は「現時点では生命保険の必要性をあまり感じない」が25.6%(2018年結果、2015年は19.8%)であった。

次に、企業年金連合会が公表した「確定拠出年金実態調査結果」では、確定拠出年金の企業型に加入した後、個人型(イデコ)に同時加入しているのかを調べている。その内容をみると、企業型と個人型を「同時加入可能とする予定はない」が49.5%で最も高く、「未定(わからない)」が44.9%、「同時加入可能とする予定」が3.1%、「既に同時加入可能としている」が2.6%

の順になっている<sup>7</sup>。すわなち、企業型に加入している加入者は、個人型の利用についてほとんど考慮していない状況である。

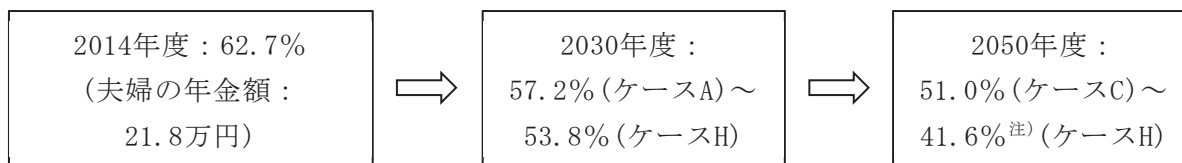
個人年金とともに、個人型への加入意識は低いのが現状であり、これにより、老後所得保障制度の3層構造をバランスよく利用している割合は極めて少ないことがわかる。

#### 4.2 公的年金の所得代替率と私的年金の受取状況

老後所得保障制度の利用状況を所得階級別に把握できるのは、現在のところ、公的年金に限られている。そのため、私的年金の利用状況の把握は難しい。上述のように、公的年金加入者の中で、個人年金の加入有無が確認できるのみである。そこで、以降では、高齢者生活の主な収入源である公的年金の所得代替率の状況を確認する。

まず、公的年金の所得代替率については、厚生労働省が5年に1回実施している公的年金の財政検証の結果から確認できる。直近の結果である2014年の財政検証では、2014年度を基準とした厚生年金の所得代替率は、図11のように、夫婦の年金額が21.8万円で62.7%程度であった。しかし、将来見通しでは、この割合は、2030年度には57.2%～53.8%で、2050年度には51.0%～41.6%で徐々に減少していく見込みである。

<sup>7</sup> 企業年金連合会(2018)、p.17。

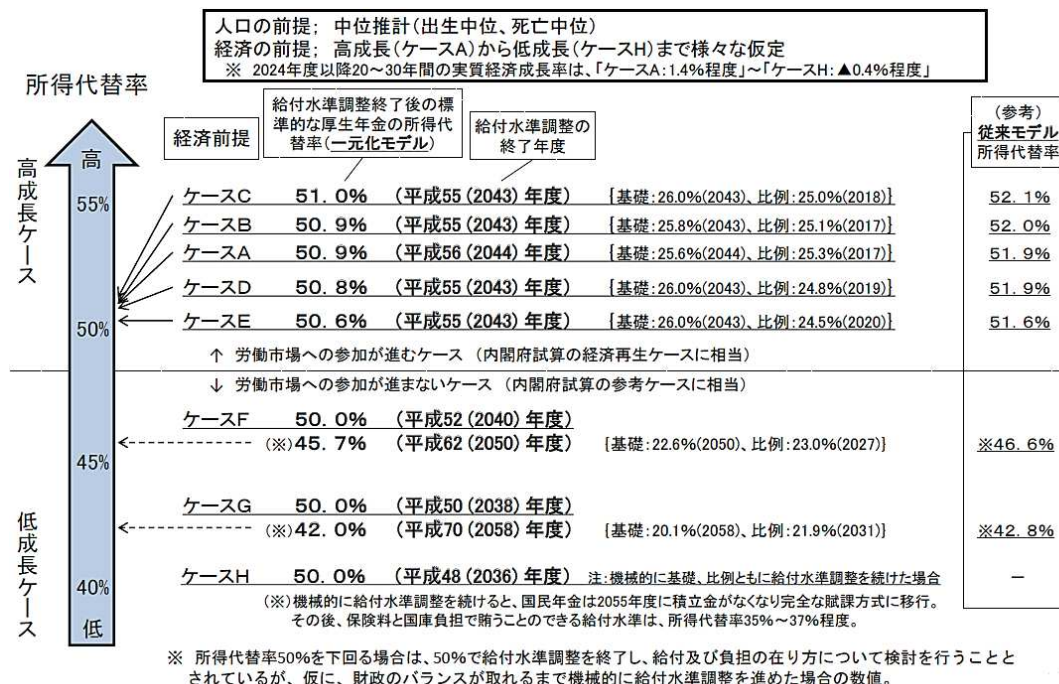


注：仮に、機械的に給付水準調整を続けた場合の値  
 出所：第9回社会保障審議会企業年金部会資料（2014年9月30日）、p. 34。

図11. 標準的な厚生年金の所得代替率の将来見通し（2014年度財政検証）

そして、公的年金の財政検証には、経済状況による前提をケースAからHまでの8段階に区分しており、各段階における所得代替率が50%に至る時点を示したのが図12である。その結果をみると、労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率を50%まで確保すること

ができる。一方で、低成長のケースでは、50%を下回る場合も予測されている。万が一、所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付および負担のあり方について検討を行うこととなっている。



出所：厚生労働省(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』、p. 37。

図12. 所得代替率の将来見通し(2014年財政検証結果)

公的年金の所得代替率の減少により、その不足分を私的年金で補完する必要性が増加しているが、私的年金についても超低金利などの影響により、企業年金、個人年金

とともに終身年金を提供することが困難な環境になりつつある。個人年金の受取状況を見ると、有期年金の販売件数が圧倒的に高く、企業年金の場合にも、年金ではなく

一時金で受け取る割合が非常に高いのが現状である。

表 6. 個人年金の受取状況

年金受取方法	件数	選択率
有期年金 (5・10年確定年金等)	54,167件	96%
終身年金 (含、保証期間付)	2,073件	4%

注：2014年度に受取開始した個人年金の選択状況  
(特定会社の例)

出所：生命保険協会(2015-b)、p. 4。

表 7. 新規受給者数を基準とした老齢給付金における年金・一時金の選択状況

	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)
年金	18%	6%
年金と 一時金	10%	
一時金	72%	94%

出所：第9回社会保障審議会企業年金部会資料  
(2014年9月30日)、p. 68。

今後、日本社会は一層高齢化が進むと予想されている中、公的年金、私的年金とともに終身給付の機能が低下していくことも、現時点では現在化していない課題とされている<sup>8</sup>。

### 4.3 社会保障制度をめぐる論点

日本の社会保障構造は1961年からの国民皆保険、国民皆年金を経て、年金や医療給付の大幅な改善が実施された1973年に完成したものである。持続的な経済成長と低失業率、その結果形成された正規雇用と終身雇用の男性労働者の夫と専業主婦の妻と子供の核家族モデルの下で、現役世代は雇用、

高齢者世帯は社会保障という生活保障モデルが確立し、また、高齢化率も、現在と比較すると相当低い水準であった。

これに対し、1990年代以降の日本国内外の社会経済状況が急変する中で、今までの社会保障が前提にしていた日本の社会経済構造は大きく変化することになった。

#### 1) 社会保障制度をめぐる議論

日本は、1990年代初めにバブル経済が崩壊した後、長期間にわたって不況が続いた。この中、1990年には出生率が1.57を記録し、「1.57ショック」とも呼ばれる少子化が新しい社会問題として認識されるようになった。以後、1994年には65歳以上の人口が総人口の14%を超え、高齢社会に突入した。2000年代以降には、高齢化の進展に伴う医療、介護の問題が大きな関心事になって、非正規雇用労働者などに対する社会安全網機能の低下などの問題も大きく話題にされた。

このような状況の下で、2008年から新たな社会保障制度を構築するための議論が活発に行われるようになった。2011年7月には、社会保障の具体的な制度改革と税制改正について一体的な検討を進めるための「社会保障、税制一体改革成案」が報告され、関連法案が成立した。

2012年には、社会保障制度改革推進法(2012年法律第64号)に基づき、社会保障制度改革を実施するための必要な事項を審議するために、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置された。社会保障制度改革推進法の基本的な設立趣旨に関して、日本の社会保障制度は、自助、共助、公助の最適な組み合わせに留意しながら構築されなければならないとされている<sup>9</sup>。したがって、

<sup>8</sup> 生命保険協会(2015-b)、p. 4。

<sup>9</sup> これは、国民の生活は自分で仕事して、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する「自助」



日本の社会保障制度においては、国民皆保険、国民皆年金に代表される「自助の共同化」として社会保障制度が基本であり、国の責務として最低限度の生活保障を実施する公的扶助などの「公助」は、自助、共助を補完する位置にある<sup>10</sup>。

社会保障制度改革においては、このような自助、共助、公助の概念を前提とした後、日本の社会経済情勢の変化に基づいて、最適なバランスを図ることについての議論が要求されている。

社会保障制度改革国民会議は、2012年11月から2013年8月にかけて20回の会議が行われ、2013年8月6日に全ての内容をまとめた報告書が発表された。報告書は、大きく少子化、医療、介護、年金の4つの部分に分かれており、2013年12月5日には、社会保障制度改革プログラム法が成立し、個別法を修正した。年金分野の内容では、今後マクロ経済スライドによる公的年金の給付水準の長期的な調整が予想される中、その調整分を私的年金で補完する必要性を指摘している<sup>11</sup>。

---

を基本としながら、高齢や病気、介護をはじめとする生活上のリスクについては、社会連帯の精神に基づき、共同でリスクに対処する仕組みである「共助」が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況につきまちは受給要件を定めた後に必要な生活保障を実施する公的扶助や社会福祉などの「公助」が補完する仕組みになっている。

<sup>10</sup> 社会保障制度改革国民会議(2013), p. 3。

<sup>11</sup> マクロ経済スライドによる年金レベルの調整は、2009年に財政検証では、約30年間に渡って行われるようになっているが、このような長期間中、当然、経済変動が存在するため、デフレ経済から脱しても実際の物価や賃金の変動程度によっては、スライド調整が十分に機能していない現象が、短期的に発生する可能性がある。したがって、マクロ経済スライドについては、例えば、将来に再度デフレ状況が発生しても、年金水準の調整を計画的に推進する観点から検討を行う必要がある。2009年の財政検証では、約10年間にレベル調整が完了する保守比例部分と比較して基礎年金の調整期間が約30年で、長期間に渡ってレベル調整のギャ

## 2) 社会保障制度の問題点と方向性

また、社会保障支出が増加する中で、生産年齢人口は減少している一方、核家族化の進行や高齢世帯の増加、さらには共働き夫婦の増加により、家族や親戚のコミュニティ機能が希薄化し、また、都市化を伴った生活様式の全国的な浸透や人口の減少により、地域のコミュニティ機能も低下する現象は避けられない。

さらに高度経済成長期に形成され、安定経済成長期まで維持されてきた日本型雇用システムに代表される企業による生活保障機能についても、経済のグローバル化や経済の低成長に対応するために増加してきた非正規雇用労働者には適用されないため、企業の保護を受けることができない状況にある。このような社会経済状況の変化に基づいて、日本の社会保障制度を「1970年代のモデル」から「2025年の日本モデル」へ再構築し、国民生活の安心を確保することが重要な課題とされている。たとえば、2025年の日本モデルにおける社会保障については、必要な財源を確保した後、子育て支援を図り、経済政策、雇用政策、地域政策などの施策と連携して、非正規雇用労働者の雇用安定、処遇改善を図ることなどを含め、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代がその能力に応じて協力する全世代型社会保障の確立が必要であるなどの提言がある<sup>12</sup>。

---

ップが大きい。国民会議の議論の中では基礎年金の調整期間が長期化してレベルが低下するおそれ指摘され、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討と公的年金の給付水準の調整を補完する私的年金への対応への支援も含めた検討も並行することが求められている(社会保障制度改革国民会議(2013)、pp. 41-42)。

<sup>12</sup> 男性労働者の正規雇用、終身雇用と専業主婦を前提とした1970年代モデルでは、社会保障はひたすら「年金」、「医療」、「介護」が中心であったが、2025年の日本モデルでは、年金、医療、介護の前提になる現役世代の「雇用」と「子育て

社会保障給付費は、人口の高齢化現象によって、1970年代以降、急増し始め、2012年度の109.5兆円（対GDP比22.8%）から、2025年度には148.9兆円（対GDP比24.4%）へ増加する見込みである。その中で2025年にかけて、医療と介護の給付が急激に増加する見込みである。

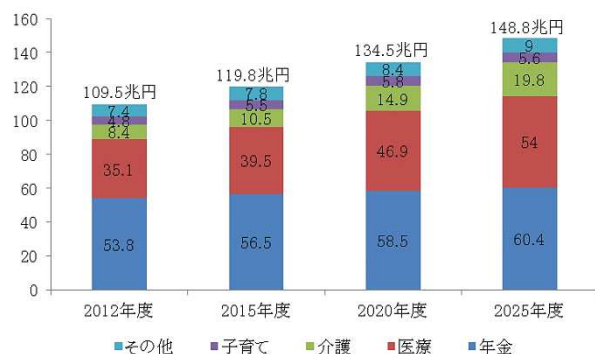


図13. 社会保障に関する費用の将来推計

出所：内閣府(2014)、p. 8。

日本の場合、経済成長の鈍化と少子高齢化の急速な進展により、社会保障費は経済成長を上回って持続的に急増しているため、国民負担の増大は避けられないのが実情である。また、その相当部分を国債などで調達しているため、これは将来世代の負担となる。しかし、社会保障制度の持続可能性や世代間における公平性の確保という観点から、社会保障費の急増は大きな問題を抱えている。現在世代への給付に必要な財源は、できる限り後世代の負担につながらず、現在の世代で確保することが重要であると認識されている。したがって、国民の自助努力を支援することにより、公的制度の依存を減らすか、または負担可能な人は、それに相応した負担ができるように制度を修正することにより、社会保障の財源をより

積極的に確保して後の世代の負担が過剰に増加しないようにすることが重要であることが、社会保障制度改革国民会議の基本方針である<sup>13</sup>。

社会保障制度改革国民会議の報告書で、公的年金の給付水準を補完する私的年金の必要性が取り上げられた以降、生命保険業界では、政府の支援を通じた私的年金制度の拡大に関する議論が進められている。例えば、日本生命保険協会では、2015年11月20日に「安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて」という骨子を発表し、2016年2月19日には、具体的な制度の内容を発表するなど、政府支援を通じた私的年金の拡大を提言した。

その議論の背景として、社会保障制度改革により、国民負担の増加は避けられない状況にあるため、国民一人ひとりが生活設計を立てて、将来に必要な準備（自助努力）をすることが求められている。生活設計や必要な自助努力を検討する際に、医療、介護などの自己負担も含めた老後生活費を支える年金は、特に重要な要素である中で、公的年金の給付水準は減少している。公的年金の給付水準の減少を補完して、国民一人ひとりの生活設計と必要な自助努力にふさわしい私的年金の導入検討が必要であり、緊迫した課題とされている<sup>14</sup>。

## 5. おわりに

高齢化という社会的リスクを未然に防止するためには、社会保障としての公的年金、企業保障としての企業年金、個人保障としての個人年金といった老後所得保障制度を自分のライフプランに沿って適切に利用する必要がある。しかし、本稿で調べたように老後所得保障制度の3層構造を十分に利

支援」、さらには「低所得者、格差問題」や「住宅」問題なども、社会保障として大きな課題の1つである（社会保障制度改革国民会議(2013)、pp. 7-9）。

<sup>13</sup> 社会保障制度改革国民会議(2013)、p. 3。

<sup>14</sup> 生命保険協会(2015-a)

用している割合は極めて少なく、理想と現実には大きな差が生じていることが分かる。

老後所得保障制度のバランスの取れた利用のためには、基本的には加入のための十分な所得が前提条件であるが、そうでない階層が多いため、大きな制限が存在している。なお、近年における所得格差の拡大は、老後所得保障制度の利用をさらに制約する要因となる。

したがって、老後所得保障制度の利用率を高め、安定的な老後生活を確保するためには、十分な所得がない人々を対象に、一定の支援を行い、利用を奨励することが望ましいと考えられる。実際に、海外では老後所得保障制度の利用率を高めるために、様々な政策が行われている。その中でも最も積極的な国はドイツで、「リースター年金」という制度を実施しており、加入を促すために、政府が所得階層別に支援するシステムを構築している。このリースター年金制度の実効性の評価と日本における導入可能性については今後の課題として取り組みたい。

#### 謝辞

本研究は平成28年度学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金による研究成果である。

#### <参考文献>

- [1] 企業年金連合会(2018)『2016(平成28)年度決算、確定拠出年金実態調査結果(概要)』
- [2] 厚生労働省(2014)『社会保障制度改革の全体像』
- [3] \_\_\_\_\_(2017)『年金制度のポイント(2017年版)』
- [4] 厚生労働省年金局(2015)『平成25年公的年金加入状況等調査結果の概要』
- [5] \_\_\_\_\_(2018)「諸外国の年金制度の動向について」『第3回社会保障審議会年金部会資料1』、2018年7月30日
- [6] 内閣府(2014)『社会保障の現状について』
- [7] \_\_\_\_\_(2015)『平成27年版高齢社会白書(全体版)』
- [8] \_\_\_\_\_(2015)『平成27年度第8回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果(全体版)』
- [9] \_\_\_\_\_(2017)『平成29年版高齢社会白書(概要版)』
- [10] 社会保障制度改革国民会議(2013)『社会保障制度改革国民会議報告書—確かな社会保障を将来世帯に伝えるための道筋—』
- [11] 生命保険協会(2015-a)『安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて(骨子)』
- [12] \_\_\_\_\_(2015-b)『これからもずっと安心社会実現のために—社会保障の一翼を担う生命保険事業の使命を果たす—』
- [13] \_\_\_\_\_(2016)『安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて—公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設—』
- [14] \_\_\_\_\_(2018)『生命保険の動向(2018年版)』
- [15] 生命保険文化センター(2018)『平成30年度生命保険に関する全国実態調査(速報版)』
- [16] 日本生命保険相互会社(2013)『「公私年金連帯社会における老後準備に関する研究会」報告書—日本版リースター年金の提言—』

[17]第9回社会保障審議会企業年金部会資料(2014)『I 企業年金の普及・拡大、一般企業向けの取組』

[18]藤田孝典(2015)『下流老人、一億総老後崩壊の衝撃』朝日新書